

○財務省告示第四百四十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年十一月二十日に発行した割引短期国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。

一	名称及び記号	財務大臣 塩川 正十郎
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項
三	発行方法	日本銀行による乗換えのための引受け
四	発行額	額面金額で百三十五億円
五	種類	十億円、四千万円、一億円及び千円
六	発行行	平成十四年十一月二十日
七	発行価格	額面金額百円につき九十九円九
八	償還期限	平成十五年十一月二十日
九	償還金額	額面金額百円につき百円
十	所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十一	払込期日	平成十四年十一月二十日